平成20年4月
税　務　署

国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税

◆ 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等
- ・納税義務の特例
- ・資産の譲渡等の時期の特例
- ・仕入控除税額の特例
- ・申告、納付期限の特例

◆ 国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q&A

◆ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

この社会あなたの税がいきている

はじめに

● このパンフレットは、次の事業者の方々に適用される消費税の特例を中心に、その仕組みと手続について説明したものです。正しい申告・届出などのための参考として活用してください。

このパンフレットで国、地方公共団体、公共・公益法人等という場合には次に掲げるものすべてをいいます。

①	国の特別会計
②	地方公共団体の特別会計
③	消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人)
④	人格のない社団等

● 消費税の納税義務者は、課税対象となる取引を行う個人事業者及び法人とされていますので、国、地方公共団体、公共・公益法人等についても、国内において課税対象となる取引を行う限り、消費税の納税義務者となります。

また、国、地方公共団体の特別会計については、特別会計ごとに一の法人とみなして消費税法を適用することとされています。

● 国、地方公共団体、公共・公益法人等については、その特殊性から、資産の譲渡等の時期、仕入控除税額の計算及び申告期限について特例が設けられています。

なお、消費税の一般的な事柄につきましては「消費税のあらまし」をご覧ください。また、おわかりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は税務相談室（電話相談センター）にお尋ねください。

● このパンフレットは、平成 20 年 3 月 31 日現在適用されている法律に基づいて作成しています。

目　次

Ⅰ　国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1　国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　資産の譲渡等の時期の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
⑴　原則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
⑵　国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例 ・・・・・・・2
3　国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例 ・・・・・・・・3
⑴　仕入控除税額の計算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
⑵　対象となる事業者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
⑶　特定収入判定の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
⑷　補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の使途の特定方法 ・・・・・・・・・6
⑸　特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額の計算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4　申告・納付期限の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑴　国、地方公共団体の特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑵　公共・公益法人等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
5　帳簿の記載事項及び保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

Ⅱ　国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税 Q&A

（問 1）　免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金の使途の特定について ・14
（問 2）　繰越金の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（問 3）　繰越明許費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（問 4）　借入金の利子の支払に使用することとされている補助金 ・・・・・・・・・・16
（問 5）　人件費に使途が特定されている補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（問 6）　地方自治法上の繰上充用の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（問 7）　一部事務組合等への適用関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（問 8）　公益法人の申告単位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

Ⅲ　特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

（事例 1）　課税売上割合が 95% 以上の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（事例 2）　課税売上割合が 95% 未満の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
1　個別対応方式を採用している場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
2　一括比例配分方式を採用している場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表 1～5 ・・・・・・・・・・・・・・・・・51

参　考

国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される特例

	適用される特例			
	事業単位	資産の譲渡等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限
国（一般会計）	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	○	○
地方公共団体（特別会計）	○	○	○	○
別表第三に掲げる法人（注）	－	△（要承認）	○	△（要承認）
人格のない社団等	－	－	○	－

注意

個別法において、消費税法別表第三に掲げる法人とみなされる法人は、以下のとおりです。

①	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党又は政治団体
②	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体
③	建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人
④	特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
⑤	中間法人法に規定する中間法人
⑥	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替組合
⑦	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合

Ⅰ　国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1　国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例

消費税法においては、会社等の営利法人はもちろん、公共法人、公益法人等も法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となります。

しかし、国又は地方公共団体については、法令に基づき設けられる会計単位により予算、決算事務が行われていることを踏まえ、それぞれの会計を一の法人＝納税義務者とみなして消費税法が適用されます。

[参考] 納税義務の免除及び課税事業者の選択

国、地方公共団体、公共･公益法人等においても基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されますが、選択により課税事業者となることができます。

例えば、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の下水道事業特別会計が設備投資を行った場合など、申告をすれば消費税が還付となる場合でも、課税事業者でないと消費税の申告をすることができませんので、申告をして消費税の還付を受けるためには、あらかじめ課税事業者になることを選択しておく必要があります。

届出等の手続

▼　**課税事業者になることを選択しようとするとき**

免税事業者の方が、課税事業者になることを選択しようとするときには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者になることができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

▼　**課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするとき**

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている方が、免税事業者に戻ろうとするときには、免税事業者に戻ろうとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった方は、2年間は「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して免税事業者に戻ることはできません。

2 資産の譲渡等の時期の特例

(1) 原則

国内取引に係る消費税の納税義務は、原則として、課税資産の譲渡等をした時に成立します。

また、保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。

参考

事業者が、工事の請負により行う資産の譲渡等について、法人税法上、その収益の計上時期について工事進行基準等の方法により経理処理を行っている場合には、これらの収益の額が計上された事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとすることができます。

この資産の譲渡等の時期の特例は、公共・公益法人等についても適用することができます。

なお、この場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例

国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等又は課税仕入れ等の時期については、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができますが、国又は地方公共団体に準ずる法人として税務署長の承認を受けた公共・公益法人等についても、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとすることができます。

注意

国又は地方公共団体に準ずる法人でこの特例の承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令又はその法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計処理の方法が、国又は地方公共団体の会計処理の方法に準じて、収入・支出の所属会計年度について発生主義以外の特別な会計処理により行うこととされている法人です。

3 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例

(1) 仕入控除税額の計算

消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入控除税額）を控除して算出することとなります。

しかし、国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税の仕入控除税額の計算においては、一般の事業者とは異なり、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を「特定収入」として、これにより賄われる課税仕入れ等の税額（特定収入に係る課税仕入れ等の税額）を仕入控除税額から控除するという調整が必要となります。

(2) 対象となる事業者

(1)の仕入控除税額の調整が必要となる法人は、次のとおりです。

対象となる事業者	
①	国の特別会計
②	地方公共団体の特別会計
③	消費税法別表第三に掲げる公共･公益法人
④	人格のない社団等

ただし、次に掲げる場合には、この調整を行う必要はありません。

調整を行う必要がない場合	
①	その課税期間の仕入控除税額を簡易課税制度を適用して計算する場合
②	その課税期間における特定収入割合が 5% 以下である場合

なお、特定収入割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

(3) 特定収入判定の概要

資産の譲渡等の対価の収入

- 国内取引
  - 課税売上げに係る収入
  - 免税売上げに係る収入
  - 非課税売上げに係る収入
- 国外取引
  - 不課税売上げに係る収入

資産の譲渡等の対価以外の収入

特定収入以外の収入

① 借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のための補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているもの以外のもの（通常の借入金等）
② 出資金
③ 預金、貯金及び預り金
④ 貸付回収金
⑤ 返還金及び還付金
⑥ 次に掲げる収入
イ 法令又は交付要綱等において、次に掲げる支出以外の支出（特定支出）のためにのみ使用することとされている収入
A 課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出
B 課税貨物の引取価額に係る支出
C 通常の借入金等（①の借入金等）の返済金又は償還金に係る支出
ロ 国、地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の使途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

上記以外の収入

特定収入

【例示】
① 租税
② 補助金
③ 交付金
④ 寄附金
⑤ 出資に対する配当金
⑥ 保険金
⑦ 損害賠償金
⑧ 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金（お布施、戒名料、玉串料など）等

→ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入

→ 課税仕入れ等に係る特定収入

借入金等の取扱い

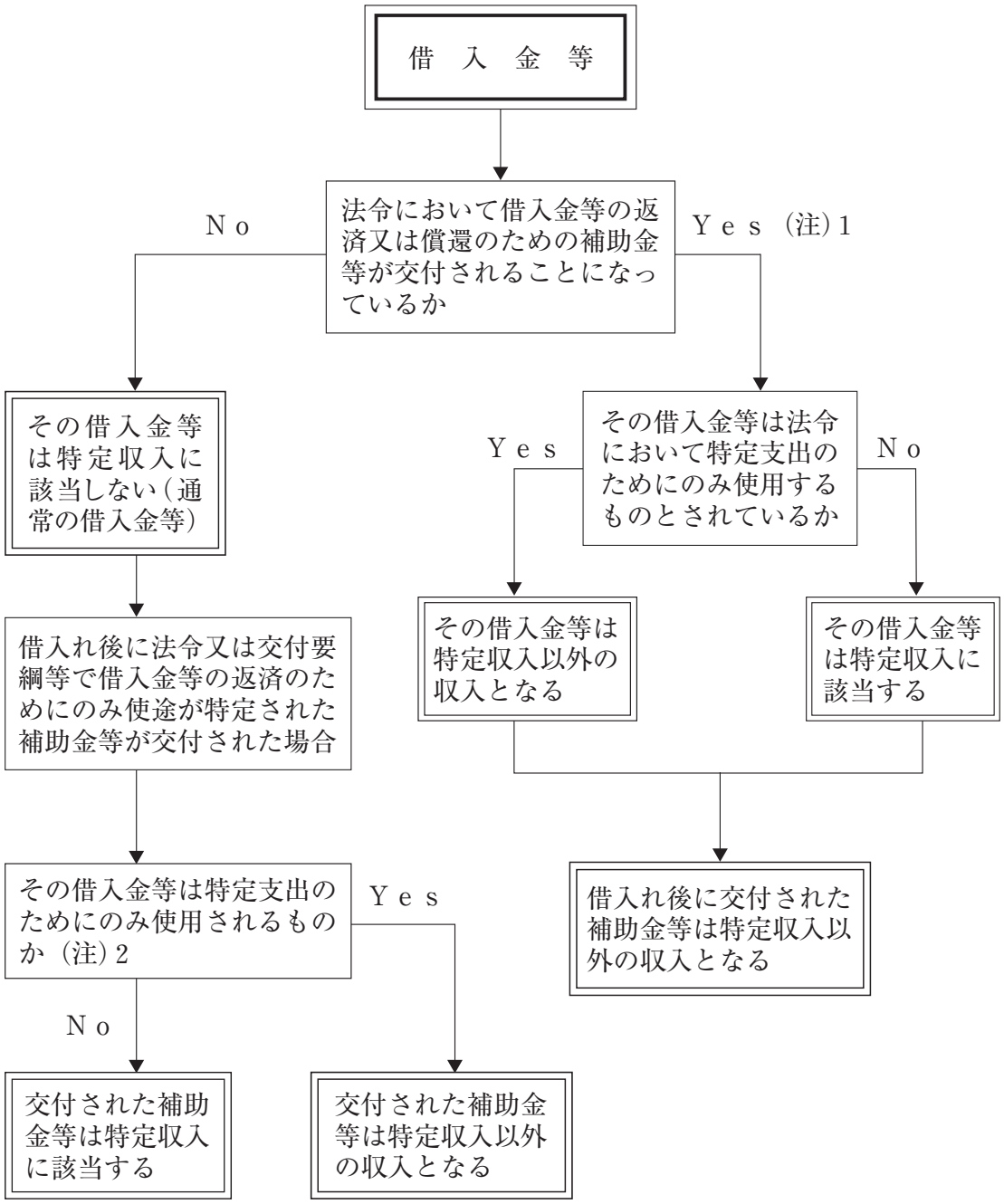

注意

1　法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっている場合には、通常借入れ前に借入金等の返済又は償還のための補助金等の使途を特定した交付要綱等が作成されています。

2　国又は地方公共団体の特別会計が交付要綱等で借入金等の返済又は償還のためにのみ使用することとして交付された補助金等は、借入金等の使途に対応させるようＰ 6(4)の方法により使途を特定することとなります。

(4) 補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の使途の特定方法

国、地方公共団体の特別会計については、次により補助金等の使途を特定することができます。

① 法令又は交付要綱等により補助金等の使途が明らかにされている場合

法令又は交付要綱等により使途が明らかにされているものは、その明らかにされているところによります。この場合の交付要綱等には、補助金等を交付する者が作成した補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれます。

なお、借入金等を財源として行った事業について、その借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付される場合において、その補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、その補助金等はその事業に係る経費のみに使用される収入として使途を特定します。

② 国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において使途を特定する場合

①により使途が特定されない補助金等については、次の方法により使途を特定することができます。

イ	法令又は交付要綱等において使途の細部が特定されていないものの、その使途の大要が判明する補助金等は、その補助金等の交付を受ける国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長(公営企業にあっては公営企業の管理者。)が使途の大要の範囲内で合理的計算に基づき細部を特定します。
ロ	イにより使途が特定できない場合であっても、予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類で使途が明らかとなるものについては、これらにより使途を特定します。
ハ	法令、交付要綱等、予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているもの（①のなお書に該当するものを除きます。）は次の算式により特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）とその他の収入に使途を特定します。 **注意** 地方公営企業法第20条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

ハ

特定収入 ＝ 補助金等の額 × $\frac{\text{分母の課税期間における課税仕入れ等の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出}}$

その他の収入 ＝ 補助金等の額 × $\frac{\text{分母の課税期間におけるその他の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出}}$

注意 借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出には、①又はイ若しくはロにより使途が特定された補助金等の使途としての支出並びに借入金等の返済費及び償還費を含みません。

ニ

イからハまでによっては使途の特定ができない補助金等は次の算式により特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）とその他の収入に使途を特定します。

注意 地方公営企業法第20条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

特定収入 ＝ 補助金等の額 × $\frac{\text{当課税期間における課税仕入れ等の支出の額}}{\text{当課税期間における支出}}$

その他の収入 ＝ 補助金等の額 × $\frac{\text{当課税期間におけるその他の支出の額}}{\text{当課税期間における支出}}$

注意 当課税期間における支出には、①又はイ若しくはロにより使途が特定された補助金等の使途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうちハにおいて処理済の部分を含みません。

注意

②の方法により補助金等の使途を特定した場合には、国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあっては公営企業の管理者）がその使途を明らかにした文書を確定申告書とともに税務署長へ提出してください。

また、②ハ又はニの方法により使途を特定した場合には、その計算過程を明らかにしたものを添付書類として提出してください。

なお、公共・公益法人等が国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の収入の使途は、交付要綱等でその使途が明らかにされていないまでも、その多くが予算又は決算において明らかにされています。

このような場合には、公共・公益法人等においても②の方法により補助金等の使途を特定することができます。

ただし、交付要綱等により使途が特定されている補助金等以外の収入ですから、国、地方公共団体が使途を明らかにした文書を確定申告書とともに税務署長に提出してください。

国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の調整計算の要否判定

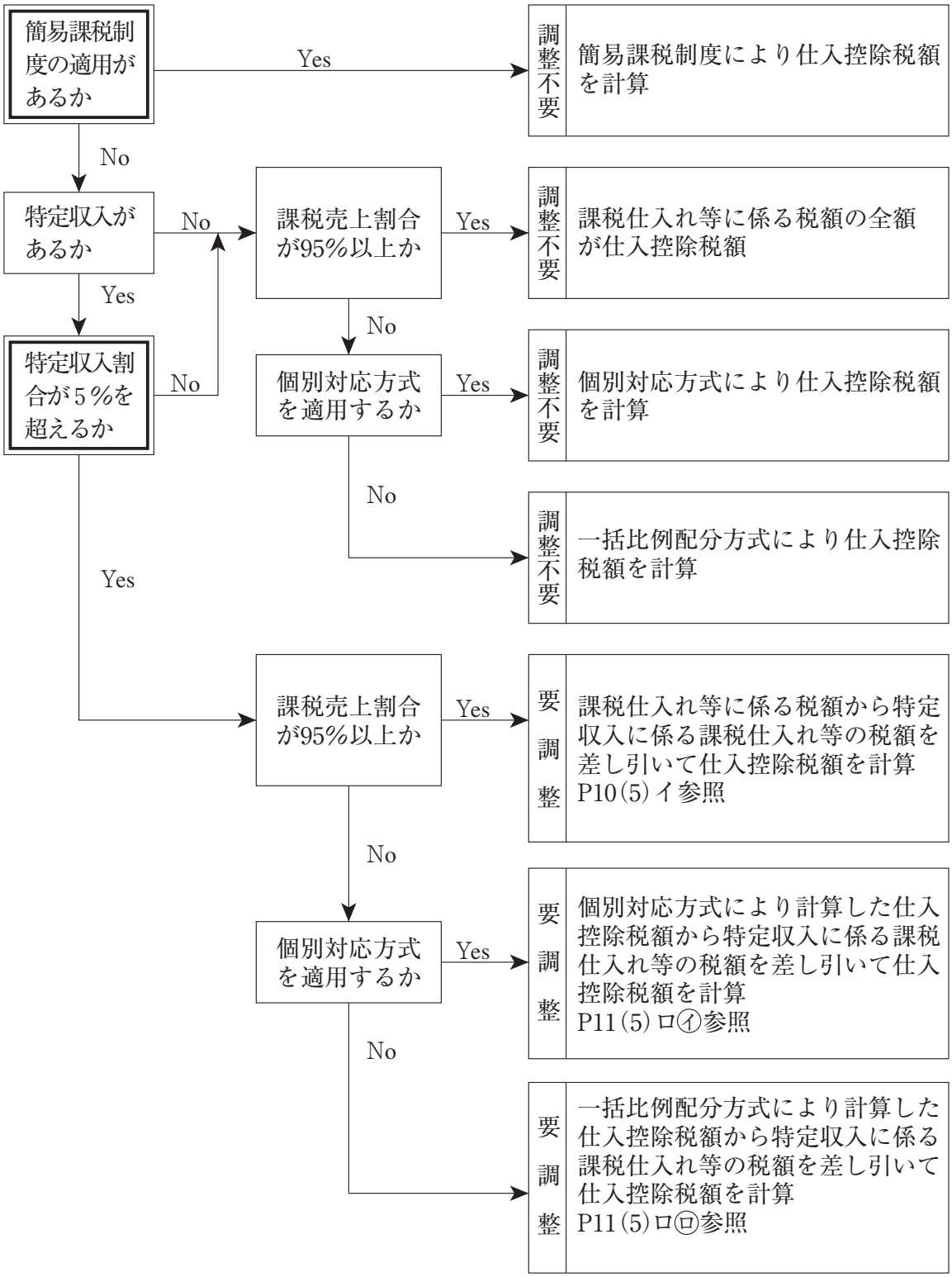

ポイント

次に掲げる場合には、仕入控除税額の調整計算を行う必要はありません。

① その課税期間の仕入控除税額を簡易課税制度を適用して計算する場合

② その課税期間における特定収入割合が5%以下である場合

(5) 特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額の計算

簡易課税制度を適用せず、本則課税により仕入控除税額の計算を行う場合で、特定収入割合が5%を超えるときは、特定収入に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象とはなりません。この場合は、次のように、課税売上割合が95%以上のとき又は課税売上割合が95%未満のときにおける個別対応方式若しくは一括比例配分方式の区分に応じて計算した調整前の仕入控除税額から、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を控除した後の金額が仕入控除税額となります。

なお、特定収入がない場合又は特定収入があっても特定収入割合が5%以下の場合には、仕入控除税額の調整を行う必要はありません。

この仕入控除税額の調整がある場合の納付税額は、次の計算式により計算した金額となります。

納付税額 ＝その課税期間中の課税標準額に対する消費税額 － (調整前の仕入控除税額 － その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額)

イ　その課税期間の課税売上割合が95%以上である場合

次の①及び②の合計額が、特定収入に係る課税仕入れ等の税額になります。

① 課税仕入れ等に係る特定収入の額 × 105分の4
② (調整前の仕入控除税額－①の金額) × 調整割合

なお、調整前の仕入控除税額から①の金額を控除して控除しきれない場合は、①の金額から、その控除しきれない金額に調整割合を掛けて計算した金額を控除した金額が、特定収入に係る課税仕入れ等の税額になります。

注意

1　課税仕入れ等に係る特定収入とは、特定収入のうち法令、交付要綱等又は国、地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の使途を明らかにした文書（以下「法令等」といいます。）において課税仕入れに係る支払対価の額又は課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている部分をいいます。

2　調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法により計算した仕入控除税額をいいます（以下のロにおいて同じです。）

3　調整割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{調整割合} = \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額}}$$

ロ　その課税期間の課税売上割合が 95% 未満である場合

㋑　仕入控除税額を個別対応方式により計算する場合

次の①から③までの金額の合計額が、特定収入に係る課税仕入れ等の税額となります。

> ①　特定収入のうち法令等において課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の合計額　×　105 分の 4
> ②　特定収入のうち法令等において課税資産の譲渡等とその他資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の合計額　×　105 分の 4　×　課税売上割合（課税売上割合に準ずる割合を含みます。）
> ③（調整前の仕入控除税額－①の金額－②の金額）×　調整割合

なお、調整前の仕入控除税額から①の金額及び②の金額を控除して控除しきれない場合は、①の金額及び②の金額の合計額から、その控除しきれない金額に調整割合を掛けて計算した金額を控除した金額が、特定収入に係る課税仕入れ等の税額となります。

㋺　仕入控除税額を一括比例配分方式により計算する場合

次の①及び②の金額の合計額が、特定収入に係る課税仕入れ等の税額となります。

> ①　課税仕入れ等に係る特定収入の合計額　×　105 分の 4　×　課税売上割合
> ②（調整前の仕入控除税額－①の金額）×　調整割合

なお、調整前の仕入控除税額から①の金額を控除して控除しきれない場合は、①の金額から、その控除しきれない金額に調整割合を掛けて計算した金額を控除した金額が、特定収入に係る課税仕入れ等の税額となります。

注意

1　調整割合が著しく変動した場合には、特定収入に係る税額について再度調整する必要があります。詳しくは、最寄りの税務署又は税務相談室（電話相談センター）にお尋ねください。

2　申告書に添付する付表 2（旧税率が適用された取引がある場合には付表 2－(2)）の作成に当たっては、調整前の仕入控除税額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額を差し引いた後の金額がプラスの場合には「差引・控除対象仕入税額⑳」欄に、マイナスの場合には、「差引・控除過大調整税額㉑」欄にその金額を記入してください。

4 申告・納付期限の特例

国、地方公共団体の特別会計や公共・公益法人等については、次のとおり申告・納付期限の特例が定められています。

(1) 国、地方公共団体の特別会計

国については課税期間終了後5か月以内、地方公共団体については課税期間終了後6か月以内（ただし、地方公共団体の経営する企業（地方公営企業）については課税期間終了後3か月以内）とされています。

(2) 公共・公益法人等

公共・公益法人等のうち、税務署長の承認を受けたものについては、6か月以内でその承認を受けた期間の申告期限の特例が認められます。

なお、公共・公益法人等については、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められている等、特別な事情がある場合に限り、この税務署長の承認を受けることができます。

区　分	提出期限
国	5か月以内
地方公共団体（下記の地方公営企業を除きます。）	6か月以内
地方公営企業(注)	3か月以内
所轄税務署長の承認を受けた消費税法別表第三に掲げる法人	6か月以内で承認を受けた期間内

承認の対象となる法人

- 法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められていること
- その他特別な事情があるもの

注意

地方公営企業とは、地方公営企業法第30条第1項《決算》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業をいいます。

具体的には、水道事業（簡易水道事業を除きます。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業及び条例等により地方公営企業法を適用している事業をいいます。

5 帳簿の記載事項及び保存

課税事業者は、帳簿を備え付けてこれに、売上げ、仕入れ、返品等について、

①	取引の相手方の氏名又は名称
②	取引年月日
③	取引の内容
④	取引金額

等を整然と、かつ、明りょうに記載し、この帳簿を閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地等で保存しなければなりません。

なお、国、地方公共団体の特別会計や公共・公益法人等については、上記①から④までの事項のほか、特定収入等に係る事項として、

①	特定収入等に係る相手方の氏名又は名称
②	特定収入等を受けた年月日
③	特定収入等の内容
④	特定収入等の金額
⑤	特定収入等の使途

を併せて記載する必要があります。

参考

帳簿の保存方法としては、原則として現物（帳票類）での保存となりますが、7年間のうち最後の2年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

Ⅱ　国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税 Q&A

（問１）　免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金の使途の特定について

Q　**地方公共団体の特別会計が、消費税の納税義務が免除される課税期間において、借入金等（消費税法施行令第 75 条第 1 項第 1 号に規定する「借入金等」をいいます。以下同じ。）を財源として事業を行いました。**

その後、課税事業者となった課税期間において、当該借入金等の返済のための補助金等の交付を受けましたが、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該借入金等により賄われた課税仕入れ等については仕入税額控除の対象とされていないことから、当該補助金等については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいでしょうか。

A　**特定収入に該当しないものとして取り扱われます。**

国又は地方公共団体等については、特定収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税資産の譲渡等のコストを構成しないという考え方から、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象としない調整計算を行うこととされています。

この考え方に基づき、借入金等の返済のための補助金等については、次の方法により使途を特定することとしています（消費税法基本通達 16－2－2（1）注書、(2)）。

イ　借入金等を財源として行った事業について、当該借入金等の返済のための補助金等が交付される場合において、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該事業に係る経費のみに使用される収入として使途を特定する。

ロ　交付要綱等において、借入金等の返済のための補助金等とされているものについては、当該借入金等により事業が行われた課税期間における支出の割合であん分する方法で使途を特定する。

これは、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、結果的に補助金等で賄われることとなるからであり、過去において仕入税額控除の対象とされた課税仕入れ等で借入金等により賄われたものについて当該補助金等の交付を受けた課税期間において調整しようとするものです。

この考え方からすれば、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、免税事業者である課税期間におけるものであれば、仕入税額控除されていないことから、調整をする必要はないこととなります。

（問２） 繰越金の取扱い

Q **今期の収入として計上する前期繰越金は今期の特定収入となりますか。**

A **今期の特定収入には当たらないこととなります。**

決算書上今期の収入として計上されるとしても、繰越金の生ずるもととなった収入を実際に収受しているのは前期以前ですから、前期繰越金は今期の特定収入には当たらないこととなります。

（問３） 繰越明許費

Q **地方公共団体の特別会計が、特定収入に該当する補助金収入を地方自治法第213条に規定する繰越明許費として翌期に繰り越している場合、その繰越明許費は繰越金と同様に実際に収受した年度の特定収入として取り扱うのでしょうか、あるいは繰り越した年度における特定収入として取り扱うのでしょうか。**

（参考）

繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用する経費をいいます。

A **繰越金と同様、実際に収受している年度の収入となります。**

地方公共団体は、会計年度を設けて、その期間の収支を区分整理するに当たって、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（地方自治法第208条第２項）。」こととされ、また、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することはできない（地方自治法第220条第３項）。」こととされています。

ただし、予算の効率的執行を図るため、①地方公共団体の経費をもって支弁する事件で、その履行に数年度を要するもの（継続費の逓次繰越し（地方自治法第212条））、②歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの（繰越明許費（地方自治法第213条））、③歳出予算の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（事故繰越し（地方自治法第220条第３項））についてはその例外とされています。

ところで、消費税の取扱いにおいて、国、地方公共団体、公共法人等の繰越金については、繰越金を歳入又は収入として受け入れた年度の特定収入には該当せず、繰越金が発生した年度（実際に収受した年度）において特定収入になるかどうか判定することとされています。

この繰越金は、地方公共団体においても「継続費の逓次繰越し」に限らず、「繰越明許費」及び「事故繰越し」も含まれるべきものです。

したがって、ご質問の場合における補助金収入の繰越明許費についても、当該補助金を収受した年度において特定収入に該当することとなります。

（問４）　借入金の利子の支払に使用することとされている補助金

Q　**当法人（財団法人）では、建物の建設資金の借り入れを行いましたが、借入金の利子の支払に当たっては、地方公共団体から補助金が交付されることとなっています。この補助金は、特定収入として取り扱うこととなるのでしょうか。**

A　**特定収入に該当しないことになります。**

質問の補助金については、金銭の借入れに関して交付される補助金ですが、借入金元本の返済に充てられるものではなく、非課税取引の対価である借入金利子の支払のためにのみ使用することとされている収入ですから、その補助金を交付する地方公共団体が作成した交付要綱等にその旨が明らかにされていれば、特定収入に該当しないことになります。

（問５）　人件費に使途が特定されている補助金

Q　**当事業団では、交付要綱において人件費に充てるべきこととされている補助金を国から交付されており、当該補助金を給料及び通勤手当として職員に支払っています。この場合、当該補助金は特定支出のためにのみ使用するものでない（通勤手当の支給は課税仕入れとなります。）ことから、全額が特定収入に該当することとなると考えられますが、当該補助金における実績報告書において通勤手当として支出した金額が明らかにされている場合には、当該金額のみを特定収入とし、それ以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいでしょうか。**

A　**通勤手当以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。**

資産の譲渡等の対価以外の収入の使途が特定されているかどうかは、一般的には法令又は交付要綱等（国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際にこれらの者が作成した当該収入の使途を定めた文書をいいます。）に定めたところによりますが、この場合の交付要綱等には、補助金等を交付する者が作成した補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書を含むこととされています（消費税法基本通達 16－2－2）。

したがって、実績報告書において、通勤手当として支出した金額が明らかにされている部分に係る補助金を特定収入とし、給料として支出した金額に係る補助金を特定支出のためにのみ使用することとされている収入として特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

（問６） 地方自治法上の繰上充用の取扱い

Q 地方自治法施行令第166条の２《翌年度歳入の繰上充用》に規定する繰上充用に係る収入は、今年度の特定収入に該当しますか。

（繰上充用の具体例）

○○県では、森林特別会計を設けていますが、単年度で赤字が生じる場合、他会計からの繰入金等で補てんせず、繰上充用により補てん（翌年度の収入から補てん）することとしています。

○地方自治法施行令

（翌年度歳入の繰上充用）

第166条の２　会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

A 今年度における特定収入には該当しません。

地方自治法施行令第166条の２に規定する繰上充用は、会計に赤字が生じた場合、単に翌年度の歳入で今年度の赤字を補てんするというものであり、実際に収入として収受するのは翌年度ですから、今年度における特定収入には該当しません。

（問７） 一部事務組合等への適用関係

Q 一部事務組合への消費税法の適用はどのようになりますか。

A 一部事務組合への消費税法の適用は以下のとおりです。

1 一部事務組合の法的性格と権能

一部事務組合は、二以上の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり（地方自治法第１条の３第３項、第284条第１項）、次のような性格を持っています。

① 構成団体から独立した地方公共団体としての性格
② 特別地方公共団体である性格
③ 公法人である性格

このような性格を持つ一部事務組合の権能は、次のようなものであるといえます。

① 一部事務組合は、法人格が認められ、行政主体としての各種の公権が賦与されているという点で、普通地方公共団体となんら違いはありません。ただし、一部事務組合の権能は、規約で定められた共同処理事務の範囲内においてのみ認められます。
② この共同処理事務については、なんら制限はなく、共同処理事務の範囲内であれば、そのために必要な条例・規則を制定し、財源を調達し、法律の認めている範囲内で公権力をもって事務を執行することができます。

2 一部事務組合の財務と会計

一部事務組合には、都道府県及び市町村に関する規定の準用があります（地方自治法第292条）。

また、財務の規定については、全て準用されると解されていることから、一般的には、会計の区分の規定（地方自治法第209条）についての準用があります。したがって、法令に特別会計を設けるべき旨の規定がある場合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同様です。

3 一部事務組合における消費税の課税関係

このように、一部事務組合の場合、会計については普通地方公共団体と同様と考えるべきものであり、消費税法の適用についても、基本的には普通地方公共団体と同様に解することとなります（消費税法第60条）。

ただし、普通地方公共団体において、本来、特別会計を設けて会計経理することとされている事業を一部事務組合において共同処理する場合には、当該事業を経理する一部事務組合の会計は、特別会計と考えるべきものであることから、消費税法施行令第72条第３項において、「当該事業は同条（消費税法第60条）第１項の特別会計を設けて行う事業とみなす。」とされています。

ここで、特別会計を設けて行う事業とみなされる事業とは、

① 地方公営企業に係る事業
② 競馬等の公営競技の事業
③ 対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業

等が考えられます。このうち、地方公営企業は、地方公営企業法等により特別会計を設けて行うものとすることが定められていることから、一部事務組合においてこのような事業を共同処理する場合にも、当然に特別会計を設けて会計経理することとなります。このほか、消費税法施行令第72条第３項においては、②及び③の場合について特別会計を設けて行う事業とみなすこととされています。

（問８） 公益法人の申告単位

Q **当法人（社団法人）では、法人税法上の収益事業に該当する事業も行っていることから、収益事業と非収益事業について区分経理し、収益事業部門を特別会計とし、非収益事業部門を一般会計とする経理を行っています。このように会計単位を別々にしている場合には、収益事業部門の特別会計についてのみ申告すればよいのでしょうか。また、非収益事業部門の一般会計についても申告の必要がある場合、各部門ごとに申告すればよいのでしょうか。**

A **収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたところで申告をする必要があります。**

公益法人の非収益事業から生じた所得には法人税は課税されませんが、消費税においては、非収益事業に属する資産の譲渡等を行った場合であっても、それが国内における課税資産の譲渡等である限り、事業者である公益法人が行ったものですから、課税の対象となります（消費税法第4条第１項）。

また、消費税は事業者を納税義務者としていますが、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、その課税期間の納税義務は免除されます。この基準期間における課税売上高も事業者を単位として判定することとされています（消費税法第９条第１項）。さらに、消費税の申告も事業者を単位として行うこととされています（消費税法第42条第１項、45条第１項）。このような取扱いは、公益法人であっても異なるところはありませんから、収益事業部門と非収益事業部門について各別に申告することは認められません。

（注） 特別会計を設けて行う事業について、特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなし、また、一般会計に係る事業について申告を要しないこととされているのは、国及び地方公共団体についてだけです（消費税法第60条第１項、第６項、第７項）。

したがって、公益法人のその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その課税期間中に収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたところで申告をする必要があります。

Ⅲ　特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

事例１　課税売上割合が 95% 以上の場合

○○市下水道事業特別会計の当課税期間（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

〔当課税期間の課税売上げ等の状況〕

①　下水道使用料収入（課税売上げ）	120,000,000 円
②　受益者負担金	
○　合理的な方法により課税仕入れに使途が特定されたもの	30,000,000 円
○　合理的な方法により補償費（不課税）に使途が特定されたもの	100,000 円
③　預金利息収入（非課税売上げ）	100,000 円
④　国庫補助金収入	
○　合理的な方法により課税仕入れに使途が特定されたもの	20,000,000 円
○　交付要綱等において地方債の利子の支払いに使途が特定されているもの	10,000,000 円
⑤　一般会計繰入金	
○　合理的な方法により課税仕入れに使途が特定されたもの	15,000,000 円
○　合理的な方法により人件費（通勤手当を除く。）に使途が特定されたもの	25,000,000 円
⑥　消費税及び地方消費税の還付金	250,000 円
⑦　課税仕入れ	110,000,000 円

（注）課税売上げ及び課税仕入れの金額は、すべて税込みの金額とします。

※　特定収入に係る控除税額の調整計算については、参考（P 51～P 57 参照）の計算表 1～5 を使用して計算しています。

(1) 課税標準額

（下水道使用料収入）

$$120{,}000{,}000\text{円} \times \frac{100}{105} = 114{,}285{,}714\text{円}$$

≒ 114,285,000 円　・・・申告書①

（1,000 円未満切捨て）

(2) 課税標準額に対する消費税額

114,285,000 円　×　4%　＝　4,571,400 円・・・申告書②

(3) 調整前の仕入控除税額の計算（付表 2、計算表 1 を使用します。）

調整前の仕入控除税額（特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額）を計算します。

イ　課税売上割合

$$\frac{114{,}285{,}714\text{円}}{114{,}285{,}714\text{円} + 100{,}000\text{円}} = \frac{114{,}285{,}714\text{円}}{114{,}385{,}714\text{円}} = 99.91\ldots\%$$

※　課税売上高（税抜き）＝ （下水道使用料収入） 120,000,000 円　×　$\frac{100}{105}$　＝　114,285,714 円

・・・付表 2 ①、計算表 1 ①

非課税売上高　（預金利息収入） 100,000 円　・・・付表 2 ⑥、計算表 1 ④

ロ　調整前の仕入控除税額

$$110{,}000{,}000\text{円} \times \frac{4}{105} = 4{,}190{,}476\text{円}$$ ・・・付表 2 ⑨

⑷　特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算

イ　資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表２を使用します。）

（受益者負担金）　（国庫補助金収入）（一般会計繰入金）

※　特定収入の合計額　＝　30,000,000 円　＋　20,000,000 円　＋　15,000,000 円

＝　65,000,000 円・・・計算表 2⑴⑰ A より

注意	補助金等のうち、例えば、法令又は交付要綱等において地方債の利子の支払いに充てることとされているもの、合理的な方法により補償費（不課税）又は人件費（通勤手当を除く。）に使途が特定されたものは、特定収入に該当しません。 また、消費税及び地方消費税の還付金（還付加算金を除く。）も特定収入には該当しません。

ロ　特定収入割合の計算（計算表３を使用します。）

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

$$= \frac{65{,}000{,}000\text{ 円（計算表 2⑴⑰ A）}}{114{,}285{,}714\text{ 円} + 100{,}000\text{ 円} + 65{,}000{,}000\text{ 円}} = \frac{65{,}000{,}000\text{ 円}}{179{,}385{,}714\text{ 円}}$$

＝　36.23...％・・・計算表３④

∴　特定収入割合が 5% を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ　調整後税額の計算（計算表５を使用します。）

①　課税仕入れに使途が特定されている特定収入に係る税額

$$65{,}000{,}000\text{ 円（計算表 5⑴②）} \times \frac{4}{105} = 2{,}476{,}190\text{ 円・・・計算表 5⑴③}$$

②　特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

すべての特定収入の使途が特定されているので、①で計算した金額が調整税額となります。

2,476,190 円・・・　計算表 5⑴⑦

③　調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き控除対象仕入税額を算出します。

控除対象仕入税額

（調整前の税額）　（調整税額）

4,190,476 円　－　2,476,190 円　＝　1,714,286 円

・・・計算表 5⑴⑧、付表２⑳、申告書④

(5) 納付税額の計算

イ　差引税額

（課税標準額に対する消費税額）

4,571,400 円　－　1,714,286 円　＝　2,857,114 円

≒　2,857,100 円・・・申告書⑨

（100 円未満切捨て）

ロ　納付税額

2,857,100 円・・・申告書⑪

ハ　地方消費税（譲渡割額）の納税額

（消費税の差引税額）

2,857,100 円　×　25%　＝　714,275 円　≒　714,200 円（100 円未満切捨て）

・・・申告書⑳

ニ　地方消費税の納付譲渡割額

714,200 円・・・申告書㉒

ホ　消費税及び地方消費税の合計額

2,857,100 円　＋　714,200 円　＝　3,571,300 円・・・申告書㉖

計算表１　資産の譲渡等の対価の額の計算表

内　　容			金　　額
課税売上げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	①	円 114,285,714
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②	
免税売上げ（輸出取引等）		③	
非課税売上げ		④	100,000
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑤	（計算表３①、計算表４①） 114,385,714

㈱　1　各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。

2　各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。

3　非課税売上げについては、課税売上割合を計算する場合の調整はありませんから、そのままの金額を記入してください。

4　国外における資産の譲渡等がある場合は、その対価の額を加算してください。

5　②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第２条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表２　特定収入の金額及びその内訳書

(1)　特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内　　容		資産の譲渡等の対価以外の収入	特定収入 A	Aのうち課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額(「課税仕入れ等に係る特定収入」) B	A－Bの金額(「課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入」) C
租　　税	①	円	円	円	円
補助金・交付金等	②	30,000,000	20,000,000	20,000,000	
他会計からの繰入金	③	40,000,000	15,000,000	15,000,000	
寄　附　金	④				
出資に対する配当金	⑤				
保　険　金	⑥				
損害賠償金	⑦				
会費・入会金	⑧				
喜　捨　金	⑨				
債務免除益	⑩				
借　入　金	⑪				
出資の受入れ	⑫				
貸付回収金	⑬				
受益者負担金	⑭	30,100,000	30,000,000	30,000,000	
消費税及び地方消費税の還付金	⑮	250,000			
	⑯				
合　　計	⑰	100,350,000	計算表３② 65,000,000	計算表５(1)②,(3)② 65,000,000	計算表４②

(注)　免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表３　特定収入割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	114,385,714円
特定収入の合計額（計算表２(1)⑰のＡ）	②	65,000,000
分母の額（①＋②）	③	179,385,714
特定収入割合（②÷③）	④	36.3 %

㊟　④欄は、小数点第４位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○　特定収入割合が

・５％を超える場合⇨　課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表４、５】の作成を行います。

・５％以下の場合　⇨　課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表４　調整割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	114,385,714円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表２(1)⑰のＣ）	②	0
分母の額（①＋②）	③	114,385,714
調整割合 $\left\{\frac{②の金額}{③の金額}\right\}$	④	$\frac{0}{114,385,714}$

→ 計算表５(1)⑤
計算表５(2)⑩
計算表５(3)⑦

計算表５　調整後税額の計算表

⑴　課税売上割合が95％以上の場合

内　　容		金　額　等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	4,190,476円
課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表２⑴⑰のＢ）	②	65,000,000
②× $\frac{4}{105}$ （１円未満の端数切捨て）	③	2,476,190
①－③	④	1,714,286
調整割合（計算表４④）	⑤	0 / 114,385,714
④×⑤（１円未満の端数切捨て）	⑥	0
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（③＋⑥）	⑦	2,476,190
控除対象仕入税額（①－⑦）	⑧	1,714,286

㈜　④、⑥、⑦、⑧欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

⑧欄の金額が

プ ラ ス（＋）の場合　申告書付表２の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（－）の場合　申告書付表２の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

第27－(1)号様式

平成20年6月30日　　○○ 税務署長殿

収受印

納税地	○○市○○丘中央1-1-1（電話番号 ○○○ － ○○○ － ○○○○）
（フリガナ）名称又は屋号	○○市下水道事業特別会計
（フリガナ）代表者氏名又は氏名	公共 一郎 ㊞
経理担当者氏名	

※税務署処理欄					
一連番号					
所管 / 要否 / 整理番号					
申告年月日	平成 年 月 日				
申告区分	指導等	庁指定	局指定		
適信日付印	確認印	省略年月日			
年 月 日		年 月 日			
指導年月日	相談	区分1	区分2	区分3	
平成					

自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（確定）申告書

（中間申告の場合の対象期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

平成九年四月一日以後終了課税期間分（一般用）

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額		①	114,285,000	03
消費税額		②	4,571,400	06
控除過大調整税額		③		07
控除税額	控除対象仕入税額	④	1,714,286	08
	返還等対価に係る税額	⑤		09
	貸倒れに係る税額	⑥		10
	控除税額小計（④+⑤+⑥）	⑦	1,714,286	
控除不足還付税額（⑦−②−③）		⑧		13
差引税額（②+③−⑦）		⑨	2,857,100	15
中間納付税額		⑩	00	16
納付税額（⑨−⑩）		⑪	2,857,100	17
中間納付還付税額（⑩−⑨）		⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬		19
	差引納付税額	⑭	00	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	114,285,714	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	114,385,714	22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額（⑧）	⑰		51
	差引税額（⑨）	⑱	2,857,100	52
譲渡割額	還付額（⑰×25%）	⑲		53
	納税額（⑱×25%）	⑳	714,200	54
中間納付譲渡割額		㉑	00	55
納付譲渡割額（⑳−㉑）		㉒	714,200	56
中間納付還付譲渡割額（㉑−⑳）		㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔		58
	差引納付譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額		㉖	3,571,300	60

付記事項	割賦基準の適用	○ 有	○ 無	31
	延払基準等の適用	○ 有	○ 無	32
	工事進行基準の適用	○ 有	○ 無	33
	現金主義会計の適用	○ 有	○ 無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○ 有	○ 無	35
	控除税額の計算方法 課税売上割合 95%未満	○ 個別対応方式 / ○ 一括比例配分方式		41
	控除税額の計算方法 課税売上割合 95%以上	○ 全額控除		

①・②の内訳			
課税標準額	4%分	114,285 千円	
	旧税率分 3%分	千円	
		千円	
消費税額	4%分	4,571,400 円	
	旧税率分 3%分	円	
		円	
基準期間の課税売上高		98,457,000 円	

還付を受けようとする金融機関等		
銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協	本店・支店 / 出張所 / 本所・支所	
預金	口座番号	
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－	
郵便局名等		

※税務署整理欄

税理士署名押印	㊞（電話番号 － － ）

○ 税理士法第30条の書面提出有

○ 税理士法第33条の2の書面提出有

付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一　般

課税期間	19・4・1 ～20・3・31	氏名又は名称	○○市下水道事業特別会計

項目		金額
課税売上額(税抜き)	①	114,285,714 円
免税売上額	②	
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	※申告書の⑮欄へ 114,285,714
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	114,285,714
非課税売上額	⑥	100,000
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	※申告書の⑯欄へ 114,385,714
課税売上割合(④／⑦)		〔 99.9 % 〕 ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	※注２参照 110,000,000
課税仕入れに係る消費税額(⑧×4／105)	⑨	※注３参照 4,190,476
課税貨物に係る消費税額	⑩	
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑪	
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪)	⑫	4,190,476
課税売上割合が95％以上の場合(⑫の金額)	⑬	4,190,476
課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 ⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭	
課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 ⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮	
課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑭+(⑮×④／⑦)〕	⑯	
課税売上割合が95％未満の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑫×④／⑦)	⑰	
控除税額の調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	⑱	
控除税額の調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	⑲	
差引 控除対象仕入税額〔(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲〕がプラスの時	⑳	※申告書の④欄へ 1,714,286
差引 控除過大調整税額〔(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲〕がマイナスの時	㉑	※申告書の③欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉒	※申告書の③欄へ

注意１　金額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
２　⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記入する。
３　上記２に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{4}{105}\right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{4}{105}\right]$$

４　㉑欄と㉒欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

事例２　課税売上割合が 95% 未満の場合

（財）○○協会の当課税期間（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

〔当課税期間の課税売上げ等の状況〕

①　料金等収入（課税売上げ）	120,000,000 円
②　備品売却収入（課税売上げ）	4,000,000 円
③　土地売却収入（非課税売上げ）	50,000,000 円
④　預金利息収入（非課税売上げ）	1,500,000 円
⑤　補助金収入	
○　交付要綱等において課税売上げにのみ要する課税仕入れに使途が特定されているもの	20,000,000 円
○　交付要綱等において課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れに使途が特定されているもの	15,000,000 円
○　交付要綱等において人件費（通勤手当を除く。）に充てることとされているもの	10,000,000 円
⑥　寄附金収入	3,000,000 円
⑦　配当金収入（出資に対するもの）	1,000,000 円
⑧　保険金収入	2,500,000 円
⑨　課税仕入れ	
○　課税売上げにのみ要する課税仕入れ	50,500,000 円
○　課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	30,000,000 円
○　非課税売上げにのみ要する課税仕入れ	4,500,000 円
⑩　消費税の中間納付税額	761,900 円
⑪　地方消費税の中間納付税額	190,400 円

（注）課税売上げ及び課税仕入れの金額は、すべて税込みの金額とします。

※　特定収入に係る控除税額の調整計算については、参考（P 51～P 57 参照）の計算表 1～5 を使用して計算しています。

1 個別対応方式を採用している場合

(1) 課税標準額

（料金等収入）　（備品売却収入）
（120,000,000 円　＋　4,000,000 円）　×　$\frac{100}{105}$　＝　118,095,238 円

≒　118,095,000 円・・・申告書①
（1,000 円未満切捨て）

(2) 課税標準額に対する消費税額

118,095,000 円　×　4%　＝　4,723,800 円・・・申告書②

(3) 調整前の仕入控除税額の計算（付表 2、計算表 1 を使用します。）

調整前の仕入控除税額（特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額）を計算します。

○　個別対応方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額

調整前の仕入控除税額　＝

課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額　＋　課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額　×　課税売上割合

イ　課税売上割合

$$\frac{118{,}095{,}238\text{ 円}}{118{,}095{,}238\text{ 円} + 51{,}500{,}000\text{ 円}} = \frac{118{,}095{,}238\text{ 円}}{169{,}595{,}238\text{ 円}} = 69.63...\%$$

※　課税売上高（税抜き）＝（料金等収入）（120,000,000 円）＋（備品売却収入）（4,000,000 円）× $\frac{100}{105}$

＝　118,095,238 円・・・付表 2 ①、計算表 1 ①

非課税売上高　＝　（土地売却収入）50,000,000 円　＋　（預金利息収入）1,500,000 円　＝　51,500,000 円

・・・付表 2 ⑥、計算表 1 ④

ロ　調整前の仕入控除税額

①　課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

$$50{,}500{,}000\text{円} \times \frac{4}{105} = 1{,}923{,}809\text{円}$$ ・・・付表２⑭

②　非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

$$4{,}500{,}000\text{円} \times \frac{4}{105} = 171{,}428\text{円}$$

③　課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額

$$30{,}000{,}000\text{円} \times \frac{4}{105} = 1{,}142{,}857\text{円}$$ ・・・付表２⑮

④　個別対応方式による仕入控除税額

①の金額　＋　③の金額　×　課税売上割合

$$= 1{,}923{,}809\text{円} + 1{,}142{,}857\text{円} \times \frac{118{,}095{,}238\text{円}}{169{,}595{,}238\text{円}} = 2{,}719{,}621\text{円}$$

・・・付表２⑯、計算表５⑵①

⑷　特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算

イ　資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表２を使用します。）

※　特定収入の合計額　＝　20,000,000円（補助金収入）　＋　15,000,000円（補助金収入）　＋　3,000,000円（寄附金収入）

＋　1,000,000円（配当金収入）　＋　2,500,000円（保険金収入）　＝　41,500,000円・・・計算表２⑴⑰Ａより

注意	補助金等のうち、交付要綱等において人件費（通勤手当を除く。）に充てることとされているものは、特定収入に該当しません。

ロ　特定収入割合の計算

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

$$= \frac{41{,}500{,}000\text{円（計算表２⑴⑰Ａ）}}{118{,}095{,}238\text{円} + 51{,}500{,}000\text{円} + 41{,}500{,}000\text{円}}$$

$$= \frac{41{,}500{,}000\text{円}}{211{,}095{,}238\text{円}} = 19.65...\%$$ ・・・計算表３④

∴　特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ　調整後税額の計算（計算表５を使用します。）

①　課税売上げにのみ要する課税仕入れに使途が特定されている特定収入に係る税額

$$20{,}000{,}000\text{円（計算表5⑵②）} \times \frac{4}{105} = 761{,}904\text{円}$$ ・・・計算表5⑵③

②　課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れに使途が特定されている特定収入に係る税額

$$15{,}000{,}000\text{円（計算表5⑵④）} \times \frac{4}{105} \times \frac{118{,}095{,}238\text{円}}{169{,}595{,}238\text{円}} = 397{,}905\text{円}$$

・・・計算表5⑵⑦

③　使途不特定の特定収入に係る税額

$$\text{調整割合} = \frac{6{,}500{,}000\text{円（計算表2⑴⑰C）}}{118{,}095{,}238\text{円} + 51{,}500{,}000\text{円} + 6{,}500{,}000\text{円}}$$

$$= \frac{6{,}500{,}000\text{円}}{176{,}095{,}238\text{円}}$$ ・・・計算表4④

※　使途不特定の特定収入　＝　3,000,000円（寄附金収入）＋　1,000,000円（配当金収入）＋　2,500,000円（保険金収入）

＝　6,500,000円・・・計算表2⑴⑰Cより

（調整前の仕入控除税額）（ハ①の金額）　（ハ②の金額）

2,719,621円　－　761,904円　－　397,905円　＝　1,559,812円

・・・計算表5⑵⑨

1,559,812円　×　調整割合　＝　57,575円

・・・計算表5⑵⑪

④　特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

761,904円　＋　397,905円　＋　57,575円　＝　1,217,384円　・・・計算表5⑵⑫

⑤　調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き控除対象仕入税額を算出します。

控除対象仕入税額

（調整前の税額）　（調整税額）

2,719,621円　－　1,217,384円　＝　1,502,237円・・・計算表5⑵⑬、付表2⑳、申告書④

(5) 納付税額の計算

イ　差引税額

（課税標準額に対する消費税額）

4,723,800 円　－　1,502,237 円　＝　3,221,563 円

≒　3,221,500 円・・・申告書⑨

（100 円未満切捨て）

ロ　納付税額

（差引税額）　（中間納付税額）

3,221,500 円　－　761,900 円　＝　2,459,600 円・・・申告書⑪

ハ　地方消費税（譲渡割額）の納税額

（消費税の差引税額）

3,221,500 円　×　25%　＝　805,375 円　≒　805,300 円（100 円未満切捨て）

・・・申告書⑳

ニ　地方消費税の納付譲渡割額

（譲渡割額納税額）（中間納付税額）

805,300 円　－　190,400 円　＝　614,900 円・・・申告書㉒

ホ　消費税及び地方消費税の合計額

2,459,600 円　＋　614,900 円　＝　3,074,500 円・・・申告書㉖

計算表１　資産の譲渡等の対価の額の計算表

内容			金額
課税売上げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	①	118,095,238 円
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②	
免税売上げ（輸出取引等）		③	
非課税売上げ		④	51,500,000
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑤	（計算表３①、計算表４①） 169,595,238

㈱　1　各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。

2　各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。

3　非課税売上げについては、課税売上割合を計算する場合の調整はありませんから、そのままの金額を記入してください。

4　国外における資産の譲渡等がある場合は、その対価の額を加算してください。

5　②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第２条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表２　特定収入の金額及びその内訳書

(1)　特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内　　容		資産の譲渡等の対価以外の収入	特定収入 A	Aのうち課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額（「課税仕入れ等に係る特定収入」） B	A－Bの金額（「課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入」） C
租　　税	①	円	円	円	円
補助金・交付金等	②	45,000,000	35,000,000	35,000,000	
他会計からの繰入金	③				
寄　附　金	④	3,000,000	3,000,000		3,000,000
出資に対する配当金	⑤	1,000,000	1,000,000		1,000,000
保　険　金	⑥	2,500,000	2,500,000		2,500,000
損害賠償金	⑦				
会費・入会金	⑧				
喜　捨　金	⑨				
債務免除益	⑩				
借　入　金	⑪				
出資の受入れ	⑫				
貸付回収金	⑬				
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合　　計	⑰	51,500,000	計算表３② 41,500,000	計算表５(1)②,(3)② 35,000,000	計算表４② 6,500,000

（注）　免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表２　特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

⑵　課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※　この表は課税売上割合が95％未満で個別対応方式を採用している場合のみ使用

内　　容		課税仕入れ等に係る特定収入 （計算表２⑴のＢ欄の金額） D	Dの金額のうち	
			課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 E	課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 F
租　　税	①	円	円	円
補助金・交付金等	②	35,000,000	20,000,000	15,000,000
他会計からの繰入金	③			
寄　　附　　金	④			
出資に対する配当金	⑤			
保　　険　　金	⑥			
損　害　賠　償　金	⑦			
会　費　・　入　会　金	⑧			
喜　　捨　　金	⑨			
債　務　免　除　益	⑩			
借　　入　　金	⑪			
出　資　の　受　入　れ	⑫			
貸　付　回　収　金	⑬			
	⑭			
	⑮			
	⑯			
合　　計	⑰	35,000,000	計算表５⑵② 20,000,000	計算表５⑵④ 15,000,000

（注）　免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表３　特定収入割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	169,595,238円
特定収入の合計額（計算表２(1)⑰のＡ）	②	41,500,000
分母の額（①＋②）	③	211,095,238
特定収入割合（②÷③）	④	19.7 %

㊟　④欄は、小数点第４位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○　特定収入割合が

・５％を超える場合⇨　課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表４、５】の作成を行います。

・５％以下の場合　⇨　課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表４　調整割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	169,595,238円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表２(1)⑰のＣ）	②	6,500,000
分母の額（①＋②）	③	176,095,238
調整割合 $\left\{\dfrac{②の金額}{③の金額}\right\}$	④	$\dfrac{6,500,000}{176,095,238}$

→ 計算表５(1)⑤
計算表５(2)⑩
計算表５(3)⑦

計算表５　調整後税額の計算表

⑵　課税売上割合が95％未満で個別対応方式を採用している場合

内　　容		金　額　等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	2,719,621円
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（計算表２⑵⑰のＥ）	②	20,000,000
②×$\frac{4}{105}$（１円未満の端数切捨て）	③	761,904
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（計算表２⑵⑰のＦ）	④	15,000,000
④×$\frac{4}{105}$（１円未満の端数切捨て）	⑤	571,428
課税売上割合（準ずる割合の承認を受けている場合はその割合）	⑥	$\frac{118,095,238}{169,595,238}$
⑤×⑥（１円未満の端数切捨て）	⑦	397,905
③＋⑦	⑧	1,159,809
①－⑧	⑨	1,559,812
調整割合（計算表４④）	⑩	$\frac{6,500,000}{176,095,238}$
⑨×⑩（１円未満の端数切捨て）	⑪	57,575
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑧＋⑪）	⑫	1,217,384
控除対象仕入税額（①－⑫）	⑬	1,502,237

㈱　⑨、⑪、⑫、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

⑬欄の金額が

プ ラ ス（＋）の場合　申告書付表２の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（－）の場合　申告書付表２の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

第27－(1)号様式

平成20年5月30日　○○税務署長殿

収受印

納税地	○○区○○3-1-1（電話番号 03 － 0000－0000）
（フリガナ）名称又は屋号	財団法人 ○○協会
（フリガナ）代表者氏名又は氏名	財団 一郎 財団
経理担当者氏名	

※税務署処理欄					
一連番号					
所管 / 要否 / 整理番号					
申告年月日	平成 年 月 日				
申告区分	指導等	庁指定	局指定		
通信日付印	確認印	省略年月日			
年 月 日		年 月 日			
指導年月日	相談	区分1	区分2	区分3	
平成					

自 平成19年4月1日

至 平成20年3月31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（確定）申告書

（中間申告の場合の対象期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

平成九年四月一日以後終了課税期間分（一般用）

この申告書による消費税の税額の計算

			千億千百十億千百十万千百十一円	
課税標準額		①	118,095,000	03
消費税額		②	4,723,800	06
控除過大調整税額		③		07
控除税額	控除対象仕入税額	④	1,502,237	08
	返還等対価に係る税額	⑤		09
	貸倒れに係る税額	⑥		10
	控除税額小計（④+⑤+⑥）	⑦	1,502,237	
控除不足還付税額（⑦−②−③）		⑧		13
差引税額（②+③−⑦）		⑨	3,221,500	15
中間納付税額		⑩	761,900	16
納付税額（⑨−⑩）		⑪	2,459,600	17
中間納付還付税額（⑩−⑨）		⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬		19
	差引納付税額	⑭	00	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	118,095,238	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	169,595,238	22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額（⑧）	⑰		51
	差引税額（⑨）	⑱	3,221,500	52
譲渡割額	還付額（⑰×25%）	⑲		53
	納税額（⑱×25%）	⑳	805,300	54
中間納付譲渡割額		㉑	190,400	55
納付譲渡割額（⑳−㉑）		㉒	614,900	56
中間納付還付譲渡割額（㉑−⑳）		㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔		58
	差引納付譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額		㉖	3,074,500	60

付記事項				
割賦基準の適用	○ 有	○ 無	31
延払基準等の適用	○ 有	○ 無	32
工事進行基準の適用	○ 有	○ 無	33
現金主義会計の適用	○ 有	○ 無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○ 有	○ 無	35

参考事項				
控除税額の計算方法	課税売上割合 95%未満	○	個別対応方式	41
		○	一括比例配分方式	
	課税売上割合 95%以上	○	全額控除	

①・②の内訳			
課税標準額	4%分		118,095 千円
	旧税率分	3%分	千円
			千円
消費税額	4%分		4,723,800 円
	旧税率分	3%分	円
			円
基準期間の課税売上高			109,523,809 円

還付を受けようとする金融機関等		
銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協		本店・支店 / 出張所 / 本所・支所
預金	口座番号	
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－	
郵便局名等		

※税務署整理欄

税理士署名押印	公益 太郎 公益（電話番号 03 － 0000－△△△△）

○ 税理士法第30条の書面提出有

○ 税理士法第33条の2の書面提出有

付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一　般

課税期間	19.4.1～20.3.31	氏名又は名称	財団法人　○○協会

項目		金額
課税売上額（税抜き）	①	118,095,238 円
免税売上額	②	
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④	※申告書の⑮欄へ 118,095,238
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤	118,095,238
非課税売上額	⑥	51,500,000
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦	※申告書の⑯欄へ 169,595,238
課税売上割合（④／⑦）		〔 69.6 %〕※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑧	※注２参照 85,000,000
課税仕入れに係る消費税額（⑧×４／１０５）	⑨	※注３参照 3,238,095
課税貨物に係る消費税額	⑩	
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑪	
課税仕入れ等の税額の合計額（⑨+⑩±⑪）	⑫	3,238,095
課税売上割合が９５％以上の場合（⑫の金額）	⑬	
課税売上割合が95%未満の場合　個別対応方式　⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭	1,923,809
課税売上割合が95%未満の場合　個別対応方式　⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮	1,142,857
課税売上割合が95%未満の場合　個別対応方式　個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑭+（⑮×④／⑦）〕	⑯	2,719,621
課税売上割合が95%未満の場合　一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑫×④／⑦）	⑰	
控除の税額調整　課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	⑱	
控除の税額調整　調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	⑲	
差引　控除対象仕入税額〔（⑬、⑯又は⑰の金額）±⑱±⑲〕がプラスの時	⑳	※申告書の④欄へ 1,502,237
差引　控除過大調整税額〔（⑬、⑯又は⑰の金額）±⑱±⑲〕がマイナスの時	㉑	※申告書の③欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉒	※申告書の③欄へ

注意１　金額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
２　⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記入する。
３　上記２に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{4}{105}\right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{4}{105}\right]$$

４　㉑欄と㉒欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

2 一括比例配分方式を採用している場合

(1) 課税標準額

個別対応方式（P 31(1)参照）と同様です。

118,095,000 円・・・申告書①

(2) 課税標準額に対する消費税額

個別対応方式（P 31(2)参照）と同様です。

4,723,800 円・・・申告書②

(3) 調整前の仕入控除税額の計算（付表 2、計算表 1 を使用します。）

調整前の仕入控除税額（特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額）を計算します。

○　一括比例配分方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額 調整前の仕入控除税額　＝　課税仕入れ等の税額　×　課税売上割合

イ　課税売上割合

$$\frac{118{,}095{,}238\text{ 円}}{118{,}095{,}238\text{ 円} + 51{,}500{,}000\text{ 円}} = \frac{118{,}095{,}238\text{ 円}}{169{,}595{,}238\text{ 円}} = 69.63...\%$$

※　計算内訳については、個別対応方式（P 31）参照。

ロ　調整前の仕入控除税額

①　課税仕入れの支払対価の額の合計額

$$85{,}000{,}000\text{ 円（付表 2 ⑧）} \times \frac{4}{105} = 3{,}238{,}095\text{ 円・・・付表 2 ⑨}$$

②　一括比例配分方式による仕入れに係る税額

$$3{,}238{,}095\text{ 円} \times \frac{118{,}095{,}238\text{ 円}}{169{,}595{,}238\text{ 円}} = 2{,}254{,}801\text{ 円・・・付表 2 ⑰、計算表 5(3)①}$$

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算

イ　資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表２を使用します。）

ロ　特定収入割合の計算（計算表３を使用します。）

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します。

$$\text{特定収入割合} = \frac{41{,}500{,}000\text{円（計算表 2(1)⑰ A）}}{118{,}095{,}238\text{円} + 51{,}500{,}000\text{円} + 41{,}500{,}000\text{円}}$$

$$= 19.65...\%\text{・・・計算表 3 ④}$$

∴　特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ　調整後税額の計算（計算表５を使用します。）

①　課税仕入れに使途が特定されている特定収入に係る税額

$$35{,}000{,}000\text{円（計算表 5(3)②）} \times \frac{4}{105} \times \frac{118{,}095{,}238\text{円}}{169{,}595{,}238\text{円}} = 928{,}447\text{円}$$

・・・計算表 5(3)⑤

②　使途不特定の特定収入に係る税額

$$\text{調整割合} = \frac{6{,}500{,}000\text{円（計算表 2(1)⑰ C）}}{118{,}095{,}238\text{円} + 51{,}500{,}000\text{円} + 6{,}500{,}000\text{円}}$$

$$= \frac{6{,}500{,}000\text{円}}{176{,}095{,}238\text{円}}\text{・・・計算表 4 ④}$$

$$(2{,}254{,}801\text{円} - 928{,}447\text{円}) \times \frac{6{,}500{,}000\text{円}}{176{,}095{,}238\text{円}} = 48{,}958\text{円}$$

・・・計算表 5(3)⑧

③　特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

928,447円　＋　48,958円　＝　977,405円・・・計算表 5(3)⑨

④　調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き控除対象仕入税額を算出します。

控除対象仕入税額

（調整前の税額）　（調整税額）

2,254,801円　－　977,405円　＝　1,277,396円・・・計算表 5(3)⑩

(5) 納付税額の計算

イ　差引税額

（課税標準額に対する消費税額）

4,723,800 円　－　1,277,396 円　＝　3,446,404 円

≒　3,446,400 円・・・申告書⑨

（100 円未満切捨て）

ロ　納付税額

（差引税額）　（中間納付税額）

3,446,400 円　－　761,900 円　＝　2,684,500 円・・・申告書⑪

ハ　地方消費税（譲渡割額）の納税額

（消費税の差引税額）

3,446,400 円　×　25%　＝　861,600 円・・・申告書⑳

ニ　地方消費税の納付譲渡割額

（譲渡割額納税額）（中間納付税額）

861,600 円　－　190,400 円　＝　671,200 円・・・申告書㉒

ホ　消費税及び地方消費税の合計額

2,684,500 円　＋　671,200 円　＝　3,355,700 円・・・申告書㉖

計算表１　資産の譲渡等の対価の額の計算表

内　　容			金　　額
課税売上げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	①	118,095,238 円
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②	
免税売上げ（輸出取引等）		③	
非課税売上げ		④	51,500,000
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑤	（計算表３①、計算表４①） 169,595,238

㈜　1　各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。

2　各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。

3　非課税売上げについては、課税売上割合を計算する場合の調整はありませんから、そのままの金額を記入してください。

4　国外における資産の譲渡等がある場合は、その対価の額を加算してください。

5　②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第２条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表２　特定収入の金額及びその内訳書

(1)　特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内　　容		資産の譲渡等の対価以外の収入	特定収入 A	Aのうち課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額（「課税仕入れ等に係る特定収入」） B	A－Bの金額（「課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入」） C
租　　税	①	円	円	円	円
補助金・交付金等	②	45,000,000	35,000,000	35,000,000	
他会計からの繰入金	③				
寄　附　金	④	3,000,000	3,000,000		3,000,000
出資に対する配当金	⑤	1,000,000	1,000,000		1,000,000
保　険　金	⑥	2,500,000	2,500,000		2,500,000
損害賠償金	⑦				
会費・入会金	⑧				
喜　捨　金	⑨				
債務免除益	⑩				
借　入　金	⑪				
出資の受入れ	⑫				
貸付回収金	⑬				
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合　　計	⑰	51,500,000	計算表３② 41,500,000	計算表５(1)②,(3)② 35,000,000	計算表４② 6,500,000

（注）　免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表３　特定収入割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	169,595,238円
特定収入の合計額（計算表２(1)⑰のＡ）	②	41,500,000
分母の額（①＋②）	③	211,095,238
特定収入割合（②÷③）	④	19.7 %

㊟　④欄は、小数点第４位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○　特定収入割合が

・５％を超える場合⇨　課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表４、５】の作成を行います。

・５％以下の場合　⇨　課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表４　調整割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	169,595,238円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表２(1)⑰のＣ）	②	6,500,000
分母の額（①＋②）	③	176,095,238
調整割合 $\left\{\frac{②の金額}{③の金額}\right\}$	④	$\frac{6,500,000}{176,095,238}$

→ 計算表５(1)⑤
計算表５(2)⑩
計算表５(3)⑦

計算表５　調整後税額の計算表

(3)　課税売上割合が95％未満で一括比例配分方式を採用している場合

内　　容		金　額　等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	2,254,801円
課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表２(1)⑰のＢ）	②	35,000,000
②× $\frac{4}{105}$ （１円未満の端数切捨て）	③	1,333,333
課税売上割合	④	$\frac{118,095,238}{169,595,238}$
③×④（１円未満の端数切捨て）	⑤	928,447
①－⑤	⑥	1,326,354
調整割合（計算表４④）	⑦	$\frac{6,500,000}{176,095,238}$
⑥×⑦（１円未満の端数切捨て）	⑧	48,958
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑤+⑧）	⑨	977,405
控除対象仕入税額（①－⑨）	⑩	1,277,396

㈱　⑥、⑧、⑨、⑩欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

⑩欄の金額が

プ ラ ス（＋）の場合　申告書付表２の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（－）の場合　申告書付表２の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

第27－(1)号様式

平成20年5月30日　○○税務署長殿

収受印

納税地	○○区○○3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ) 名称又は屋号	財団法人 ○○協会
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	財団 一郎 (財団)
経理担当者氏名	

※税務署処理欄				
一連番号				
所管 / 要否 / 整理番号				
申告年月日	平成 年 月 日			
申告区分	指導等	庁指定	局指定	
通信日付印	確認印	省略年月日		
年 月 日		年 月 日		
指導年月日	相談	区分1	区分2	区分3
平成				

平成九年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告の場合の対象期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算

			十億千百十億千百十万千百十一円	
課税標準額		①	118,095,000	03
消費税額		②	4,723,800	06
控除過大調整税額		③		07
控除税額	控除対象仕入税額	④	1,277,396	08
	返還等対価に係る税額	⑤		09
	貸倒れに係る税額	⑥		10
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	1,277,396	
控除不足還付税額(⑦−②−③)		⑧		13
差引税額(②+③−⑦)		⑨	3,446,400	15
中間納付税額		⑩	761,900	16
納付税額(⑨−⑩)		⑪	2,684,500	17
中間納付還付税額(⑩−⑨)		⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬		19
	差引納付税額	⑭	00	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	118,095,238	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	169,595,238	22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額(⑧)	⑰		51
	差引税額(⑨)	⑱	3,446,400	52
譲渡割額	還付額(⑰×25%)	⑲		53
	納税額(⑱×25%)	⑳	861,600	54
中間納付譲渡割額		㉑	190,400	55
納付譲渡割額(⑳−㉑)		㉒	671,200	56
中間納付還付譲渡割額(㉑−⑳)		㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔		58
	差引納付譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		㉖	3,355,700	60

付記事項	割賦基準の適用	○	有	○	無 31
	延払基準等の適用	○	有	○	無 32
	工事進行基準の適用	○	有	○	無 33
	現金主義会計の適用	○	有	○	無 34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○	有	○	無 35
	控除税額の計算方法 課税売上割合 95%未満	○	個別対応方式		41
		○	一括比例配分方式		
	95%以上	○	全額控除		

①・②の内訳			
課税標準額	4%分		118,095 千円
	旧税率分	3%分	千円
			千円
消費税額	4%分		4,723,800 円
	旧税率分	3%分	円
			円
基準期間の課税売上高			109,523,809 円

還付を受けようとする金融機関等		
還付を受けようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金	口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	−
	郵便局名等	
※税務署整理欄		

税理士署名押印	公益 太郎 (公益) (電話番号 03 - ○○○○ - ××○○)

○ 税理士法第30条の書面提出有

○ 税理士法第33条の2の書面提出有

付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一　般

課税期間	19.4.1～20.3.31	氏名又は名称	財団法人　○○協会

項目		金額
課税売上額（税抜き）	①	118,095,238 円
免税売上額	②	
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④	※申告書の⑮欄へ 118,095,238
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤	118,095,238
非課税売上額	⑥	51,500,000
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦	※申告書の⑯欄へ 169,595,238
課税売上割合（④／⑦）		〔 69.6 %〕※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑧	※注２参照 85,000,000
課税仕入れに係る消費税額（⑧×４／１０５）	⑨	※注３参照 3,238,095
課税貨物に係る消費税額	⑩	
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑪	
課税仕入れ等の税額の合計額（⑨+⑩±⑪）	⑫	3,238,095
課税売上割合が９５％以上の場合（⑫の金額）	⑬	
課税売上割合が95%未満の場合　個別対応方式　⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭	
課税売上割合が95%未満の場合　個別対応方式　⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮	
課税売上割合が95%未満の場合　個別対応方式　個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑭+（⑮×④／⑦）〕	⑯	
課税売上割合が95%未満の場合　一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑫×④／⑦）	⑰	2,254,801
控除の税額調整　課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	⑱	
控除の税額調整　調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	⑲	
差引　控除対象仕入税額〔（⑬、⑯又は⑰の金額）±⑱±⑲〕がプラスの時	⑳	※申告書の④欄へ 1,277,396
差引　控除過大調整税額〔（⑬、⑯又は⑰の金額）±⑱±⑲〕がマイナスの時	㉑	※申告書の③欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉒	※申告書の③欄へ

注意１　金額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
２　⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記入する。
３　上記２に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{4}{105}\right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{4}{105}\right]$$

４　㉑欄と㉒欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

計算表１　資産の譲渡等の対価の額の計算表

<table>
<tr><th colspan="3">内　　容</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">課税売上げ</td><td>通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡</td><td>①</td><td>円</td></tr>
<tr><td>課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ</td><td>②</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">免税売上げ（輸出取引等）</td><td>③</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">非課税売上げ</td><td>④</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資産の譲渡等の対価の額の合計額</td><td>⑤</td><td>（計算表３①、計算表４①）</td></tr>
</table>

㈜　1　各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。

2　各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。

3　非課税売上げについては、課税売上割合を計算する場合の調整はありませんから、そのままの金額を記入してください。

4　国外における資産の譲渡等がある場合は、その対価の額を加算してください。

5　②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第２条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表２　特定収入の金額及びその内訳書

(1)　特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内　　容		資産の譲渡等の対価以外の収入	特定収入 A	Aのうち課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額(「課税仕入れ等に係る特定収入」) B	A－Bの金額(「課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入」) C
租　　税	①	円	円	円	円
補助金・交付金等	②				
他会計からの繰入金	③				
寄　　附　　金	④				
出資に対する配当金	⑤				
保　　険　　金	⑥				
損　害　賠　償　金	⑦				
会　費　・　入　会　金	⑧				
喜　　捨　　金	⑨				
債　務　免　除　益	⑩				
借　　入　　金	⑪				
出　資　の　受　入　れ	⑫				
貸　付　回　収　金	⑬				
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合　　計	⑰		計算表３②	計算表５(1)②,(3)②	計算表４②

(注)　免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表２　特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

⑵　課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※　この表は課税売上割合が95％未満で個別対応方式を採用している場合のみ使用

内　　容		課税仕入れ等に係る特定収入 （計算表２⑴のＢ欄の金額） D	Dの金額のうち	
			課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 E	課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 F
租　　税	①	円	円	円
補助金・交付金等	②			
他会計からの繰入金	③			
寄　附　金	④			
出資に対する配当金	⑤			
保　険　金	⑥			
損害賠償金	⑦			
会費・入会金	⑧			
喜　捨　金	⑨			
債務免除益	⑩			
借　入　金	⑪			
出資の受入れ	⑫			
貸付回収金	⑬			
	⑭			
	⑮			
	⑯			
合　　計	⑰		計算表５⑵②	計算表５⑵④

（注）　免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表３　特定収入割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	円
特定収入の合計額（計算表２(1)⑰のＡ）	②	
分母の額（①＋②）	③	
特定収入割合（②÷③）	④	％

㈜　④欄は、小数点第４位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○　特定収入割合が

・５％を超える場合⇨　課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表４、５】の作成を行います。

・５％以下の場合　⇨　課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表４　調整割合の計算表

内　　容		金　額　等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表１⑤）	①	円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表２(1)⑰のＣ）	②	
分母の額（①＋②）	③	
調整割合　$\left\{\dfrac{②の金額}{③の金額}\right\}$	④	

→ 計算表５(1)⑤
計算表５(2)⑩
計算表５(3)⑦

計算表５　調整後税額の計算表

(1)　課税売上割合が95%以上の場合

内　　容		金　額　等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表２(1)⑰のＢ）	②	
②× $\frac{4}{105}$ （１円未満の端数切捨て）	③	
①－③	④	
調整割合（計算表４④）	⑤	
④×⑤（１円未満の端数切捨て）	⑥	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（③＋⑥）	⑦	
控除対象仕入税額（①－⑦）	⑧	

㈱　④、⑥、⑦、⑧欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

⑧欄の金額が

プ ラ ス（＋）の場合　申告書付表２の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（－）の場合　申告書付表２の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

計算表５　調整後税額の計算表

⑵　課税売上割合が95％未満で個別対応方式を採用している場合

内　　容		金　額　等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（計算表２⑵⑰のＥ）	②	
②×$\frac{4}{105}$（１円未満の端数切捨て）	③	
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（計算表２⑵⑰のＦ）	④	
④×$\frac{4}{105}$（１円未満の端数切捨て）	⑤	
課税売上割合（準ずる割合の承認を受けている場合はその割合）	⑥	
⑤×⑥（１円未満の端数切捨て）	⑦	
③＋⑦	⑧	
①－⑧	⑨	
調整割合（計算表４④）	⑩	
⑨×⑩（１円未満の端数切捨て）	⑪	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑧＋⑪）	⑫	
控除対象仕入税額（①－⑫）	⑬	

㈱　⑨、⑪、⑫、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

⑬欄の金額が

プ ラ ス（＋）の場合　申告書付表２の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（－）の場合　申告書付表２の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

計算表５　調整後税額の計算表

(3)　課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

内　　容		金　額　等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表２(1)⑰のＢ）	②	
②× $\frac{4}{105}$ （１円未満の端数切捨て）	③	
課税売上割合	④	
③×④（１円未満の端数切捨て）	⑤	
①－⑤	⑥	
調整割合（計算表４④）	⑦	
⑥×⑦（１円未満の端数切捨て）	⑧	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑤+⑧）	⑨	
控除対象仕入税額（①－⑨）	⑩	

㈱　⑥、⑧、⑨、⑩欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

⑩欄の金額が

プ ラ ス（＋）の場合　申告書付表２の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（－）の場合　申告書付表２の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

（MEMO）

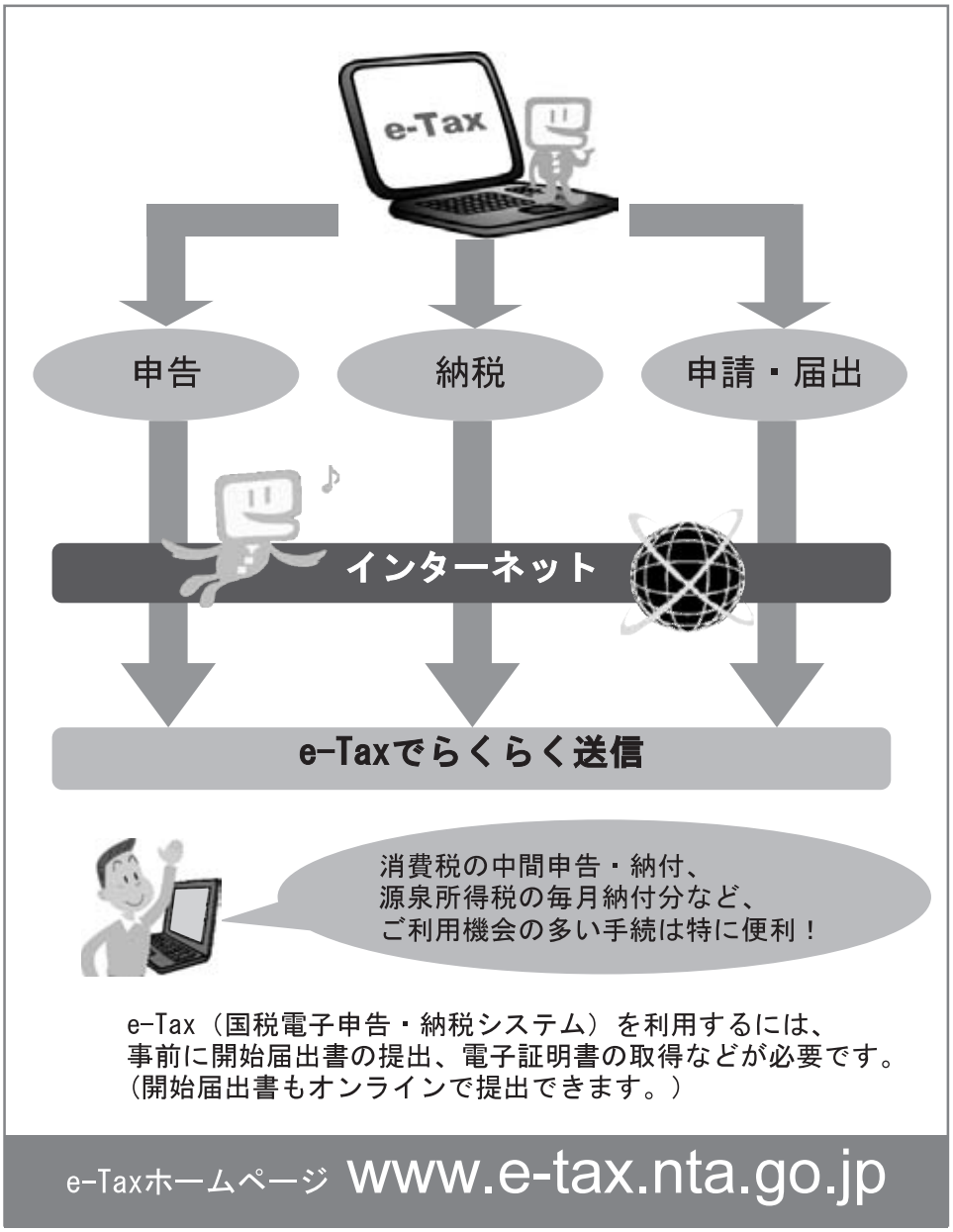

国、地方公共団体がe-Taxを利用して電子申告等を行う際には、国においては政府共用認証局が発行する官職証明書、地方公共団体においては地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の認証機関が発行する電子証明書（地方公共団体の首長からの職責証明書）を利用することができます。

詳しい情報は、ｅ－Ｔａｘホームページをご覧ください。